

令和 2 年 3 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第20号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例-----	2
・議案第21号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例-----	4
・議案第22号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例-----	6
・議案第24号	大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例----- (附則改正)	8
	大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例-----	8
・議案第25号	大東市立生涯学習ルーム条例-----	12

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

新

目次

第1章 総則（第1条－第5条の3）

第2章 補償及び福祉事業（第6条－第17条）

第3章 審査（第18条・第19条）

第4章 雑則（第20条－第24条）

附則

第1条 ～ 第4条 （略）

（補償基礎額）

第5条 （略）

(1) ～ (4) （略）

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

第5条の2 ～ 第24条 （略）

主要改正点

・会計年度任用職員制度の導入に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第4条 （略）

（補償基礎額）

第5条 （略）

(1) ～ (4) （略）

第5条の2 ～ 第24条 （略）

議案第21号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

新	
第1条 ～ 第7条 (略) (大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)	
第8条 (略) 題名の改正規定 ～ 第7条中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする改正規定 (略)	
別表第3中	
「	
<u>社会福祉法人指導監査専門員</u>	日額 <u>19,000円</u>
<u>消費生活相談員</u>	月額 <u>208,000円</u>
」	
を	
「	
<u>産業医</u>	月額 <u>120,000円を超えない範囲内において市長又は上下水道事業管理者が定める額</u>
<u>その他の専門委員等</u>	日額 <u>17,000円又は月額350,000円を超えない範囲内においてそれぞれ市長又は上下水道事業管理者が定める額</u>
」	
に改める。	
別表第5の改正規定 (略)	
第9条 ～ 第12条 (略)	

主要改正点

- ・特別職の非常勤の職員のうち、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職にある職員の報酬について定めたこと。

新旧対照表

旧	
第1条 ～ 第7条 (略) (大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)	
第8条 (略) 題名の改正規定 ～ 第7条中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする改正規定 (略)	
別表第3消費生活相談員の項を次のように改める。	
<u>産業医</u>	月額 <u>120,000円</u>
別表第5の改正規定 (略)	
第9条 ～ 第12条 (略)	

大東市印鑑登録及び証明に関する条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第2条 (略) (登録の資格)
第3条 (略)
2 (略)
(1) (略)
<u>(2) 成年被後見人 (意思能力を有する者を除く。)</u>
第4条 ～ 第19条 (略)

主要改正点

- ・印鑑の登録を受けることができない者の要件を変更することに伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第1条 ～ 第2条 (略) (登録の資格)
第3条 (略)
2 (略)
(1) (略)
<u>(2) 成年被後見人</u>
第4条 ～ 第19条 (略)

議案第24号

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

新
(大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例)
第1条 ～ 第3条 (略)
(組織)
第4条 (略)
2 (略)
<u>3 法第14条の規定に基づき、管理者の諮問に応じて大東市水道ビジョンについての調査審議をするため、大東市水道ビジョン策定委員会(次項において「委員会」という。)を置く。</u>
<u>4 委員会の組織、運営その他委員会に関し必要な事項は、管理者が定める。</u>
第5条 (略)
(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。
第7条 ～ 第8条 (略)
(大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例)
第1条 (略)
(報酬)
第2条 (略)
(1) (略)
(2) 執行機関の附属機関及び <u>上下水道事業管理者の諮問機関</u> としての審査会等の委員

主要改正点

- ・上下水道事業管理者の諮問機関として大東市水道ビジョン策定委員会を設置したこと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第3条 (略)
(組織)
第4条 (略)
2 (略)
第5条 (略)
(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u> の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。
第7条 ～ 第8条 (略)
第1条 (略)
(報酬)
第2条 (略)
(1) (略)
(2) 執行機関の附属機関としての審査会等の委員 別表第2の左欄に掲げる区分に応

新

別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

(3) ～ (6) (略)

2 ～ 4 (略)

第3条 ～ 第8条 (略)

別表第1 (略)

別表第2

執行機関の附属機関及び上下水道事業管理者の諮問機関としての審査会等の委員の報酬の額

(略)

別表第3 ～ 別表第5 (略)

旧

じ、同表の右欄に掲げる額

(3) ～ (6) (略)

2 ～ 4 (略)

第3条 ～ 第8条 (略)

別表第1 (略)

別表第2

執行機関の附属機関としての審査会等の委員の報酬の額

(略)

別表第3 ～ 別表第5 (略)

議案第25号

大東市立生涯学習ルーム条例 新旧対照表

新	
第1条 ～ 第3条 (略) (休館日)	
第4条 (略)	
名称	休館日
大東市立まなび北新	(1) (略) (2) 火曜日
(略)	(略)
大東市立まなび南郷	(1) (略) (2) 第1・3水曜日 (その日が <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> のときは、その翌日)
第5条 (略) (使用の制限)	
第6条 (略)	
(1) ～ (2) (略)	
(3) 営利を目的とする事業 (<u>大東市立まなび泉を使用するものに限る。</u>)、特定の政党の利害に関する事業又は特定の宗教を支援する事業であると認めるとき。	
(4) ～ (5) (略)	

主要改正点

- ・大東市立まなび北新の休館日の取扱いを変更したこと。
- ・大東市立まなび北新及び大東市立まなび南郷の営利を目的とする事業での使用を可能としたこと。
- ・本市内に在住等しない者が使用する場合及び営利を目的とする事業で使用する場合の使用料の加算について規定したこと。

旧	
第1条 ～ 第3条 (略) (休館日)	
第4条 (略)	
名称	休館日
大東市立まなび北新	(1) (略) (2) 火曜日 (<u>その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u> のときは、その翌日)
(略)	(略)
大東市立まなび南郷	(1) (略) (2) 第1・3水曜日 (その日が <u>休日</u> のときは、その翌日)
第5条 (略) (使用の制限)	
第6条 (略)	
(1) ～ (2) (略)	
(3) 営利を目的とする事業、特定の政党の利害に関する事業又は特定の宗教を支援する事業であると認めるとき。	
(4) ～ (5) (略)	

新

第7条 ～ 第8条 (略)

(遵守事項)

第8条の2 使用者及び全ての入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (8) (略)

(使用料)

第9条 (略)

2 前項の使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては10割、次の各号のいずれにも該当する場合にあっては20割を乗じて得た額を加算する。

(1) 使用者が本市内に在住、在勤又は在学しない者（使用者が法人格を有する団体である場合にあっては、当該団体の所在地が本市内でない者）である場合

(2) 営利を目的とする事業で使用する場合

第10条 ～ 第18条 (略)

旧

第7条 ～ 第8条 (略)

(遵守事項)

第8条の2 使用者及びすべての入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (8) (略)

(使用料)

第9条 (略)

第10条 ～ 第18条 (略)